

定 款

R 3. 4.1 改訂

社会福祉法人 真称寺百華保育園

社会福祉法人 真称寺百華保育園定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的とし、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

幼保連携型認定こども園 百華保育園の設置経営

(2) 第二種社会福祉事業

一時預かり事業

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人 真称寺百華保育園という。

(経営の原則)

第3条 この法人は社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を新潟県新発田市中央町1丁目1番10号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7名以上 9名以内を置く

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は監事1名、事務局員1名、外部委員複数名の合計3名以上で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運

當についての細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(評議員の任期)

- 第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議会の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第8条 評議員の報酬については支給しない。
- 2 評議員には費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

- 第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第10条 評議員会は、次に掲げる事項を審議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）の承認
 - (3) 定款の変更
 - (4) 合併
 - (5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）
 - (6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定
 - (7) 残余財産の処分
 - (8) 基本財産の処分
 - (9) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

(開催)

- 第11条 評議員会は、定時評議会として毎会計年度終了後3か月以内に1回開催する

ほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

3 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

6 第4項の規定に関わらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

7 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第6項の決議を行わなければならない。

8 第3項及び第6項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第14条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上8名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名は、理事の互選により、理事長となる。

3 役員の選任に当たっては、各役員について、その親族その他特殊の関係がある者が理事のうち1名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

4 監事は、この法人の理事、職員並びにこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員の選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

(役員の任期)

第17条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 3 役員は再任ができる。
- 4 理事長の任期は、理事在任の期間とする。

(役員の解任)

第18条 理事または監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(理事の職務)

第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(理事長の職務の代理)

第20条 理事長に事故のあるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。

2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

(監事による監査)

第21条 監事は、理事の職務執行の状況および法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会及び新発田市長に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会に出席して意見を述べるものとする。

(役員の報酬)

第22条 役員の報酬については、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第23条 この法人に職員若干名を置く

2 この法人の設置経営する施設の長（以下「施設長」という。）は、理事会の議決を経て理事長が任免する。

3 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の三分の2(過半数)が出席し、その過半数をもって行う。可否同数の時は、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は議事録に署名又は記名押印する。

第4章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

1号 新潟県新発田市中央町1丁目1番10号所在の鉄筋コンクリート一部3階建
百華保育園園舎1棟(795.71平方メートル)

2号 新潟県新発田市中央町1丁目367番・368番地3に所有する。
保護者送迎用専用駐車場(595.04平方メートル)

3号 新潟県新発田市中央町1丁目3—27所在の木造平屋建
百華保育園第2遊戯場兼保育室(79.49平方メートル)1棟

3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、新発田市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には新発田市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸

付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

- 第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(特別会計)

- 第32 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

- 第33条 この法人の事業計画及び予算は、毎会計年度開始前に、理事長において編成し、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(決算)

- 第34条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了2か月以内に理事長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得なければならない。
- 2 前項の認定を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、定期評議員会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

- 第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

- 第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものの他、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の処置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第5章 解散及び合併

(解散)

第38条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 「解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。」

(合併)

第40条 合併しようとするときは、理事総数3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、新発田市長の認可を受けなければならない。

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の決議を得て、新発田市長の認可（社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を新発田市長に届け出なければならない。

第7章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人真称寺百華保育園の掲示場に掲示すると併に、園ホームページ、百華保育園保護者だよりに掲載して行う。また官報、新聞又はインターネットにより公開する。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附則1

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	広川智彰
理 事	伊藤宏一
理 事	村山安弘
理 事	森吉太郎
理 事	諸橋弘夫
理 事	古山昭一
理 事	広川政子
監 事	師橋幸男
監 事	川上英二

附則2

この定款は、令和3年4月1日から施行する。